

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	令和3年12月28日 午前10時00分頃 高山市八幡町123番地先（市道八幡大新町1号線）	
	事故の概要	側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故	
	相手方	[Redacted]	
	事故の種類	人身	物損（スライドドア後方下部等）
	被害総額・市の過失割合	—	98,682円・100分の100
	賠償金	—	98,682円
	内訳	保険金	98,682円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和4年2月18日 地方自治法第180条第1項	
2	発生時期・場所	令和4年2月2日 午前7時10分頃 [Redacted]	
	事故の概要	花里小学校での除雪作業中の飛び石による窓ガラス破損事故	
	相手方	[Redacted]	
	事故の種類	人身	物損（窓ガラス）
	被害総額・市の過失割合	—	19,360円・100分の100
	賠償金	—	19,360円
	内訳	保険金	19,360円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和4年2月18日 地方自治法第180条第1項	